

第 11 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和6年4月26日（金）	午後 3時 00分
閉会日時	同 上	午後 4時 01分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB（4階）	
出席委員	24名	
	農業委員	
	1 番 富 田 正次郎	2 番 杉 戸 恵 司
	3 番 山 形 啓 子	4 番 川 口 賢 一
	5 番 山 形 ちづ代	6 番 井 田 秋 雄
	7 番 星 野 重 彦	8 番 山 形 栄 子
	9 番 坂 本 久 美 子	10 番 星 野 昭 彦
	11 番 中 島 篤	12 番 渡 辺 隆 司
	13 番 矢 内 鉄 男	14 番 今 泉 芳 雄
	農地利用最適化推進委員	
	1 番 金 子 博 一	2 番 荻 原 完 一
	3 番 武 幸 一	4 番 木 村 聡
	5 番 大 澤 隆	6 番 高 沢 良 満
	7 番 丹 羽 康 博	8 番 中 村 耕 一 郎
	9 番 齊 藤 克 代	10 番 深 澤 憲 司
	11 番 深 澤 憲 司	
	[遅刻委員]	
	[中座委員]	
	[早退委員]	
欠席委員	6 番 小 菅 雄 一 郎 12 番 太 田 亮 一	
議事参与	5 名	
	事務局長 新井 八寿代	主 査 鳥井 貴史
	次 長 山藤 健二	
	係 長 石原 幸枝	
	主 査 登坂 良男	
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名	
	日程第2 会期決定の件	
	日程第3 第40号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
		委員会処分 4件
	第41号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
		委員会処分 2件
	第42号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
		委員会処分 4件
	日程第4 第43号議案	農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について
		委員会処分 3件
	日程第5 第44号議案	令和6年度最適化活動の目標の設定等について
	日程第6 第45号議案	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
	日程第7 報告第19号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
	報告第20号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 3 時 00 分

議 長

ただ今から第11回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員14名、推進委員10名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、8番山形栄子委員及び9番坂本委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第40号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい、事務局。

事 務 局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号1番から4番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

続きまして、この件について4月24日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

7番農業委員

はい。議長。

議 長

はい。7番星野昭彦委員。

7番農業委員

7番星野でございます。今月24日に、11番深澤推進委員と事務局3名で現地調査に行っていました。報告いたします。まず受付番号1番と2番につきましては関連がありますので一緒に説明したいと思います。地図をご覧ください。場所はぐんま昆虫の森の北西にあたります。現地ですが、見てすぐに

遊休地だなど分かるぐらいの農地でありました。半分以上竹が生えておりまして、しばらく耕作されてなかったのではないかなというような場所です。譲受人は同じ方で、譲渡人はおそらく兄弟で、相続で受け継いだのではないかと思います。遊休地化を防ぐためにこのような契約をしたのではないかと思ひ見えてまいりました。現地は道や宅地よりも低い場所で、農地として使いにくい場所だと思ひました。受付番号3番について、裏の地図をご覧ください。現地は段々となっており、大変きれいに耕作されておりました。この農地は是非残してもらいたいと思ひました。続いて受付番号4番の案件ですが、裏の地図にありますように、牛舎の跡地に隣接する畑でして、譲受人の方と譲渡人の方の所有する農地が隣り合っていて、今回贈与ということで、今後も耕作を継続していつてもらえればと思ひ見えてまいりました。以上です。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

6番農業委員

はい。

議長

はい。6番井田委員。

6番農業委員

6番井田です。受付番号1番と2番について、営農型を計画しているということですが、作物は何を作付けするか教えてください。

議長

はい。事務局。

事務局

ブルーベリーを栽培する予定とのこと。

議長

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第40号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第40号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第3 第41号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい、事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号1番の立地基準につきましては、市街地化が見込まれる区域内でありますので、第2種農地と判断します。

受付番号2番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、この件について4月24日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

7番農業委員

はい。

議長

はい。7番星野昭彦委員。

7番農業委員

7番星野でございます。引き続き説明いたします。まず受付番号1番の案件ですが、裏の地図をご覧ください。場所は黒保根支所と黒保根保育園の東隣にある狭い土地のなかの一角になります。現在ある建物はしっかりしておりますが、かなり古く、倉庫として昔使っていたというような感じのものでした。あとは事由のとおりで、始末書も添付されております。続きまして受付番号2番、黒保根町上田沢の地区で、場所は黒保根支所から北へずっと上っていったところで、申請者は高齢なんです。現地を見る限りかなり以前から山林の様相を呈していて、我々が見ても農地の面影が見受けられないほど一瞬で山だと分かるような状況でございました。ここにあるとおり、始末書が添付されており、今後山林として管理していくとのことでございます。ご審議のほど、お願いいたします。以上です。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

では私から、ここはこれまで近隣から困っているといったような苦情もなくて転用しても近隣の農地の耕作には問題ないというような土地でしょうか。

事務局

はい。

議長

はい。事務局。

事務局

地図を見ていただきますと、申請地の隣に申請者の家がありますが、その家の南側が申請者所有の農地となっておりますが、先日現地調査の下見に行った際に親族と思われる方が管理をしておりましたので問題ないかと思われます。以上です。

議長

はい。分かりました。他にございますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第41号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第41号議案は許可相当として承認されました。

日程第3 第42号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい、事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号1番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

受付番号2番の立地基準につきましては、集団的に存在する農地であるため、第1種農地と判断しますが、隣接する工場用地と一体利用するものであり、基準を満たしていると考えます。

受付番号3番、4番の立地基準につきましては、市街地化が見込まれる区域内でありますので、第2種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上受付番号1番から4番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、この件について4月24日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

11番推進委員

はい。

議長

はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員 1 1 番推進委員深澤でございます。4月24日に7番星野昭彦委員と事務局3名とで、現地調査をしてまいりましたので、ご報告させていただきます。まず受付番号1番ですが、場所は新里の赤城カントリーの西側にあたります。ここは元々田んぼであったのだろーと思われる場所ですが、ここ数年耕作はされていないというような状況でございました。また周囲への影響はそれほどないだろーと考えられますので問題はないかなと思います。受付番号2番になりますが、新里町山上の譲受人が営んでいる会社の南側の駐車場の一角となります。ここはこれまでに駐車場として使用していたようで、始末書も提出されておりますので、何ら問題はないかなと思います。次に受付番号3番ですが、場所は新里駅の南側に位置しまして、譲受人と譲渡人がお互いに土地を交換することなので問題はないかなと思います。受付番号4番ですが、ここも新里駅の南側に位置しており、住宅地の中にございまして、周りも家が建っているというような状況ですので、問題はないかなと感じられました。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。
ないようですので、これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

8番推進委員 はい。

議 長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 8番推進委員丹羽です。受付番号1番のところですが、先ほどの説明では周辺農地への影響はないとのことでしたが、用排水路の影響はないのでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 雨水の排水の件ですが、申請地南に遊水池を設置する予定となっております。また申請地の周辺に設定人所有の用水路が流れておりまして、そこで対応をしていくとのことですよ。以上です。

8番推進委員 分かりました。

議 長 ちょっとよろしいでしょうか。今ここに出ている申請地に遊水池を設置するとのことですが、それがどこに設置されて、どのくらいの能力を持つものなのか分かりますか。

事 務 局 はい。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 遊水池の大きさですが、横が18.8m、縦が7.0mで、深さに関しましては1.5mとなっております。

議 長 設置場所はこの地図のどのあたりになりますか。

事 務 局 設置場所は3つある申請地のうち真ん中の土地の南側に予定しておりまして、下の土地が長く下に伸びておりますがその真ん中あたりに位置します。

13番農業委員 はい。

議 長 はい。13番矢内委員。

13番農業委員 13番矢内です。申請地全体が南に行くにつれて細くなっておりませんが、その細くなる手前の南側ということでしょうか。

事 務 局 その通りです。

13番農業委員 そうすると細くなっている土地の方は高さが低くなっているのではないですか。

事 務 局 現地ですが、主に北側に太陽光のパネルを設置する計画で、そこからの雨水に対応するために南側に遊水池を設置する予定とのことでした。

議 長 では事務局としては発生した雨水が周囲に影響を及ぼさないという判断をしているということでしょうか。

事 務 局 はい。

すみません、補足をいいですか。

議 長 はい。

事 務 局 今回の申請地につきましては、南側が低く、北側が高い状態です。地形が高い方から段々となっておりまして、遊水池を設置する場所が一番低いところにあたりますので、そこから水勾配をかければ入るはずで。基本的には敷地内の雨水排水はその敷地内で処理し、他で排水するということは考えられないので遊水池の中で処理をするということになります。以上です。

議 長 はい。ほかにございますか。

8番推進委員 はい。

議 長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 8番推進委員丹羽です。先ほど遊水池の説明がありましたが、太陽光で転用するとなると開発行為の関係で排水量計算に基づいて遊水池の大きさを決めるなど、そちらの方で指摘が入るのでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 太陽光発電の設置について、建築指導課の開発の関係につきましては農業委員会へ許可申請をする前に協議をしてもらうことになります。基本的に他の法令で許可等が必要なものについては全て基準を満たしたものの時点で申請をしてもらうことになります。

8番推進委員 はい。分かりました。

議 長 はい。ほかに。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第42号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙

手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第42号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 第43号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、委員会処分が3件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい、事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

以上、利用権設定総括表1番から3番について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、この件について4月24日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

11番推進委員

はい。

議長

はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員

11番推進委員深澤です。現地調査の結果を報告いたします。この3件とも同じ人が借り手となっておりますのでまとめて報告させていただきます。場所は1番と2番が伊勢崎・大間々線のアーバンオートボディの東側になります。3番に関しましては笠懸町との境目で、セブンイレブンみどり笠懸西鹿田店の西側になります。申請者は農業法人で働いていて、実績を積み、今後耕作するにあたって働いていた農業法人から支援を受けながら耕作をしていくということなので問題ないと思います。農地はきちんと管理されておりましたので問題ないと思います。以上です。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

じゃあ私から。借り手の年齢を教えてください。

事務局

はい。

議長

はい。事務局。

事務局

借り手の年齢は40代後半です。以上です。

議長

ほかにございますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第43号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、3件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第43号議案は許可相当として承認されました。

日程第5 第44号議案「令和6年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい、事務局。

(議案書を朗読)

目標の数値につきましては、各項目の下文の米印が根拠となっております。

その他不明な点がございましたら、個別に農業委員会事務局まで問い合わせをお願いします。

以上、令和6年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

5番推進委員

はい。

議長

はい。5番大澤推進委員。

5番推進委員

5番推進委員大澤です。(1)農業委員会の状況内の2番の農家・農地等の概要の総農家数と農業経営体数につきまして、直近の農林業センサス又は農業構造動態調査に基づいて記入とありますが、この数はこの管内の数値ですよね。

議長

はい。事務局。

事務局

これは桐生市の中での最適化活動の目標を設定しておりますので、桐生市の数値となっております。

5番推進委員

ありがとうございます。

議長

ここに示されている数値は桐生市の実数が入っているということでご理解く

ださい。ほかにありますか。

(なしの声)

もし何か不明な点がありましたら後日事務局へ問い合わせてもらえればと思います。

それでは、これより採決いたします。

第44号議案「令和6年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について」、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第44号議案の案件については承認されました。

日程第6 議案第45号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい、事務局。

(議案書を朗読)

この指針につきましては、桐生市農業委員会が、農地等の利用の最適化の推進を図る上での、3年後の目標を指針として策定するものでございます。

今回は、令和5年3月の現状に対し、3年後の令和8年3月の目標を策定いたしました。

指針の内容につきましては、資料のとおりとなります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局より説明がありましたが、これより質疑に移ります。何かご質問はありませんか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。議案第45号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」、原案どおり決定することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、異議なしと認め、原案のとおり決定します。

日程第7 報告第19号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

報告第19号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については1件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第19号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、続きまして、報告第20号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

報告第20号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については6件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第20号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後4時01分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

8 番

9 番
